

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第50条の10の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の職員の給与の支給について定めることを目的とする。

(用語の意義)

第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 通則法第26条の規定により理事長が管理運用法人の職員として任命した者をいう。
- (2) 正規職員 職員のうち次号の運用専門職員以外の者をいう。
- (3) 運用専門職員 職員のうち高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務に期間を限って従事する者をいう。

(給与の区分)

第2条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の区分により支給する。

- (1) 基本給
 - イ 本俸
 - ロ 役職手当
 - ハ 扶養手当
- (2) 諸手当
 - イ 調整手当
 - ロ 時間外勤務手当
 - ハ 管理職員特別勤務手当
 - ニ 通勤手当
 - ホ 住居手当
 - ヘ 特別手当

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は別に定められているものは、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 職員に対して給与の支払をするときは、その都度、理事長が別に定める給与台帳に必要な事項を記入するものとする。

第2章 基本給

第1節 基本給の決定

(本俸)

第4条 職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度に応じ決定し、その本俸月額、職員本俸表（別表1。以下「本俸表」という。）の定めるところによる。

2 本俸表に定める職員の等級の分類の基準となるべき標準的職務の内容は、理事長が別に定める。

(継続雇用職員の本俸)

第4条の2 継続雇用職員（正規職員のうち就業規則第40条の2の規定により再雇用された職員をいう。以下同じ。）の本俸月額は、前条の規定にかかわらず、その職務の内容に応じた継続雇用職員本俸表（別表1の2）の定めるところによる。ただし、この本俸月額が適当でない特別な事情がある場合は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）別表第一イ行政職

俸給表（一）定年前再任用短時間勤務職員の項中、8級の欄で定める俸給月額を超えない範囲で本俸月額を理事長が別に定めることができる。なお、継続雇用職員の職務及び本俸月額は、定年により退職した日における職務及び本俸月額を超えないものとする。

（初任給の決定）

第5条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の初任給は、次の基準により決定する。

（1） 正規職員

大学卒業 1 等級21号俸

高等学校卒業 1 等級 1 号俸

（2） 運用専門職員

大学卒業 1 等級 1 号俸

2 前項に規定するもののほか、初任給の決定に関し必要な事項は理事長が別に定める。

（昇格）

第6条 勤務成績が良好な職員で理事長が別に定める基準に達した者は、その者が現に格付けされている等級の1等級上位の等級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸の決定は、理事長が別に定める基準に従い行うものとする。

（昇給及び降給）

第7条 職員の昇給及び降給は、その者の勤務成績に応じて理事長が別に定めるところにより行うものとする。

2 職員の本俸月額が、その属する等級における本俸の最高額である場合は昇給しない。

3 第1項に規定する昇給及び降給は、毎年4月1日に行う。

第8条 削除

（役職手当）

第9条 役職手当は、次の各号のいずれかに掲げる職にある職員に対して支給する。ただし、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（第29条第1号の場合及び就業規則第47条第2項の場合により勤務しなかった場合を除く。）は、その月の役職手当は支給しない。

（1） 副C I O（副最高投資責任者）

（2） 審議役、部長、室長、経営委員会事務室長及び重要な業務を所掌する次長

（3） 監査委員会事務室長、次長、課長、副室長、副事務室長及び企画役

（4） 課長代理、室長代理、事務室長代理

2 役職手当の月額は、別表2に掲げる額とする。

3 第17条の規定は、第1項第1号から第3号までに掲げる職員には適用しない。

（継続雇用職員の役職手当）

第9条の2 継続雇用職員の役職手当の月額は、前条第2項の規定にかかわらず別表3に掲げる額とする。

（扶養手当）

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、本俸表の等級が5等級以上であるもの（以下この条及び次条において「5等級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次の各号のいずれかに該当する者で、他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（1） 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

（3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

（4） 満60歳以上の父母及び祖父母

（5） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（6） 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（本俸表の等級が4等級であるもの（以下この条及び次条において「4等級職員」という。）にあっては、3,500円）、

前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び5等級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、5等級以上職員から5等級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、5等級以上職員以外の職員から5等級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が5等級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（5等級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある5等級以上職員が5等級以上職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある4等級職員が4等級職員及び5等級以上職員以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で5等級以上職員以外のものが5等級以上職員となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で4等級職員及び5等級以上職員以外のものが4等級職員となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなか

った者が特定期間にある子となった場合

- 4 扶養手当の支給手続について必要な事項は、理事長が別に定める。

第2節 基本給の支給方法

(本俸の支給日)

第12条 職員の本俸は、当月分を毎月15日（その日が就業規則第13条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。ただし、理事長が特に支給定日以外の日を指定した場合は、この限りでない。

(採用、退職等の場合の本俸の支給)

第13条 新たに職員となった者には、その日から本俸を支給し、昇給等により本俸の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本俸を支給する。

- 2 職員が退職（死亡による場合を除く。以下この項において同じ。）し、又は就業規則第41条第1号から第3号まで又は同規則第42条の規定により解雇された場合は、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸を支給する。
- 3 職員が就業規則第41条第4号の規定により解雇された場合は、解雇された日の属する月の本俸の全額を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月までの本俸を支給する。

(本俸の日割計算)

第14条 本俸を支給する場合であって、採用、育児休業、解雇等により、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本俸額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算した額とする。

(役職手当及び扶養手当の支給)

第15条 役職手当の支給については第12条から第14条までの規定を、扶養手当の支給については第12条の規定を準用する。ただし、扶養手当の支給に関し、本俸の支給定日までに当該手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第3章 諸手当

(調整手当)

第16条 調整手当は、一般職給与法第11条の3の規定に準じて職員に対し支給する。

- 2 調整手当の月額、役職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額とする。
- 3 調整手当の支給については、第12条から第14条までの規定を準用する。

(時間外勤務手当)

第17条 時間外勤務手当は、就業規則第14条の規定により勤務時間外に、又は休日に勤務（以下「時間外勤務」という。）を命ぜられた職員に対して、次の各号により算出した額を支給する。

- (1) 時間外勤務が午前5時から午後10時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の125（休日の場合は100分の135）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額
 - (2) 時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の150（休日の場合は100分の160）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額
- 2 時間外勤務を命ぜられ、時間外勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、次の各号により算出した額を支給する。
 - (1) 時間外勤務が午前5時から午後10時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の150（休日の場合は100分の160）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額
 - (2) 時間外勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間であるときは、1時間当たりの給与額に100分の175（休日の場合は100分の185）を乗じて得た額に時間外勤務の時間数を乗じて得た額
 - 3 前2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に12を乗じて得た額を1年間の所定労働時間数（理事長が別に定める。）で除して得た額とする。
 - 4 時間外勤務手当は、1月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第18条 第9条第1項第1号から第3号までに規定する役職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合には、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 管理職員特別勤務手当は、1月分を翌月における本俸の支給定日に支給する。

5 前4項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

6 第3項及び前項に規定する理事長が別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定める。

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員

次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
リ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
ヌ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
ル	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
ヲ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ワ	使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員

交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務地を異にする異動、国若しくは通則法第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）職員が国等の機関の要請に応じ退職し、引き続いて職員となるための採用及び在勤する事務所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることになった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で当該異動又は事務所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別で定める額を返納させるものとする。
6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。
7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第20条 住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員であって、次に掲げる職員を除く職員に支給する。

- (1) 前条第3項に規定する国等の機関から貸与された職員宿舎に居住している職員
(2) 父母又は配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員

- 2 住居手当の月額、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に相当する額とする。
- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員
家賃の月額から16,000円を控除した額
- (2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員
家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に11,000円を加算した額
- 3 住居手当の支給については第12条の規定を準用する。ただし、本俸の支給定日までに住居手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(特別手当)

第21条 特別手当は、期末手当及び奨励手当とする。

- 2 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第4項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても理事長が別に定める場合を除き同様とする。
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職又は死亡した日）現在において職員が受けるべき本俸月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額（次表に定める地位にある職員又はこれらと同程度の職務を行うものと見なされる職員（休職にされている職員のうち、第29条第1号に該当する職員以外の職員を除く。）にあっては、その額に本俸月額に職務に応じて同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額。以下第8項において同じ。）とする。

職務の区分	割増率
副C I O（副最高投資責任者）、審議役、部長、室長、経営委員会事務室長、監査委員会事務室長及び次長	100分の19
課長、副室長、副事務室長及び企画役	100分の12

- 5 本俸表の等級が2等級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本俸月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に本俸表の等級に応じて次表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

等級	割合
6等級及び5等級	100分の20
4等級	100分の15
3等級	100分の10
2等級	100分の5

- 6 奨励手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該職員に対し、当該各号に定める日に支給する。
- (1) 正規職員（6月1日及び12月1日（以下この号及び第8項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者とし、これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者（理事長が別に定める者を除く。）を含む。） 基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日
- (2) 運用専門職員（3月31日（以下この号及び第8項において「基準日」という。）に在籍する者とし、基準日前1月以内に死亡した者（理事長が別に定める者を除く。）を含む。） 基準日の属する年度におけるその者の勤務成績に応じて当該年度の翌年度における6月の理事長が別に定める日
- 7 奨励手当の額は、奨励手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

- 8 前項の奨励手当基礎額は、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）現在において受けるべき本俸月額及びこれに対する調整手当の月額合計額（運用専門職員にあっては、この合計額に理事長が別に定める調整額を加算した額。）とする。
- 9 第5項の規定は、第7項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、第5項中「前項」とあるのは、「第8項」と読み替えるものとする。
- 10 前各項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特別手当の支給の一時差し止め）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第2項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当（第3号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた特別手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条の規定により解雇された職員（同条第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第23条 理事長は、支給日に特別手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し特別手当を支給することが、管理運用法人の公共的使命に対する公の信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることがなく当該一時差止処分に係る特別手当の基準日から起算して一年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。（継続雇用職員についての適用除外）

第23条の2 第10条、第11条、第20条並びに第21条第5項及び第9項の規定は、継続雇用職員には適用しない。

第4章 雑則

（給与の減額）

第24条 就業規則第18条第5項の規定により無届欠勤として取り扱われる場合において、その職員に対する給与は、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、その勤務しない時間を乗じ

て得た額を減額して支給する。

(欠勤者の給与)

第25条 職員が傷病により欠勤したとき（就業規則第18条第5項の規定により無届欠勤として取り扱われる場合を除く。）は、結核性疾患の場合にあっては欠勤を始めた日から1年に限り、その他の傷病の場合にあっては欠勤を始めた日から6月に限り基本給の全額を支給し、それ以後の欠勤した期間については、扶養手当はその全額を、本俸、役職手当及び調整手当はそれぞれその半額を支給する。

(欠勤等の特別取扱い)

第26条 前条の規定にかかわらず、就業規則第45条第2項、同規則第46条第3項又は同規則第47条第2項の規定により、出勤として取り扱われた職員に対しては、給与の全額を支給する。

(介護休暇及び介護時間の取扱い)

第27条 職員が介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休暇の期間を理事長が別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、本俸月額を調整することができる。

3 前2項に定めるほか、介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しない者の給与の支給に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(休日等の取扱い)

第28条 休日（日曜日及び土曜日を除く。）、就業規則第22条に規定する年次有給休暇、同規則第25条に規定する特別有給休暇及び同規則第27条に規定する休暇のうち有給休暇とされる日については、給与の全額を支給する。

(退職者の給与)

第29条 就業規則第37条第2項の規定による退職者の給与については、次の各号による。

(1) 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり退職を命ぜられた場合は、退職期間中給与の全額を支給する。

(2) 職員が就業規則第35条の規定により退職を命ぜられた場合は、役職手当を除く基本給、調整手当、住居手当及び期末手当（ハに掲げる場合は期末手当は除く。）に次に定める割合を乗じて得た額を支給する。

イ 同条第1項第1号の規定により退職を命ぜられた場合 100分の80

ロ 同条同項第2号の規定により退職を命ぜられた場合

当該退職期間が満1年に達するまでは 100分の80

当該退職期間が満1年を超えるときは 100分の60

ハ 同条同項第3号の規定により退職を命ぜられた場合 100分の60

ニ 同条同項第4号の規定により退職を命ぜられた場合 その都度定める割合

(育児休業者等の取扱い)

第30条 育児休業期間中の給与は、支給しない。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、理事長が別に定めるところにより、本俸月額を調整することができる。

3 職員が育児時間の承認を受けた場合は、当該育児時間の時間1時間につき、第17条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

4 前3項に定めるもののほか、育児休業者等の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(育児休業者の特別手当の支給)

第31条 第21条第2項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前条第1項の規定にかかわらず当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第21条第6項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、正規職員については基準日以前6月以内、運用専門職員については基準日以前12月以内の期間において勤務した期間

がある職員には、前条第1項の規定にかかわらず当該基準日に係る奨励手当を支給する。

(懲戒等の場合の給与)

第32条 就業規則の規定に基づく懲戒処分を行った場合の給与については、理事長が別に定める。

(端数の処理)

第33条 給与の各項目の金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

ただし、第17条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当の額及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該金額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、理事長は必要に応じて、本規程の下位規程を定める。

2 この規程の適用に際し、理事長は必要な経過措置等を定めることができる。

(規程の制定又は改廃)

第35条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 年金積立金管理運用独立行政法人（以下この項において「管理運用法人」という。）設立の際、年金資金運用基金（以下この項において「基金」という。）の職員であった者で、引き続き管理運用法人の職員に任命された者の在職期間の算定について、基金の職員であった期間を管理運用法人の在職期間とみなす。

附 則（平成31. 3. 29改正）

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 1. 9改正）

(施行期日)

1 この改正は、令和2年1月16日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和2年3月31日までの間における住居手当)

3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の職員給与規程第20条第1項及び第2項の規定の適用については、同項中「16,000円」を「12,000円」と、「27,000円」を「23,000円」と、「17,000円」を「16,000円」とする。

附 則（令和4. 3. 10改正）

この改正は、令和4年3月10日から施行する。

附 則（令和4. 11. 8改正）

(施行期日)

1 この改正は、令和4年11月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5. 3. 6改正）

(施行期日)

1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

(職員給与規程の改正に伴う経過措置等)

2 この改正の施行日時点において契約を締結している運用専門職員への別表2の適用については、当該運用専門職員との雇用契約を更新するまでの間は、なお従前の例による。

3 改正前の職員給与規程附則第3項から第5項までの規定に基づき行われた決定その他の行為は、なおその効力を有する。

附 則（令和5. 11. 30改正）

(施行期日)

1 この改正は、令和5年11月30日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(別表1) 職員本俸表 (第4条関係)

(1) 正規職員本俸表

等級 号俸	1	2	3	4	5
	円	円	円	円	円
1	185,200	257,600	342,400	465,100	543,800
2	186,900	260,300	344,700	468,100	546,800
3	188,600	263,000	347,000	471,100	549,800
4	190,300	265,700	349,200	474,100	552,800
5	192,000	268,200	351,300	477,100	555,800
6	193,800	270,900	353,300	480,100	558,800
7	195,400	273,600	355,500	482,900	561,800
8	197,300	276,300	357,800	485,800	564,800
9	199,000	278,600	360,100	488,800	567,800
10	200,800	280,900	362,100	491,700	570,800
11	202,600	283,200	364,500	494,600	573,700
12	204,500	285,600	366,800	497,300	576,500
13	206,200	288,000	369,300	500,200	579,400
14	208,000	290,100	371,300	502,800	582,300
15	209,700	292,600	373,600	505,500	585,200
16	211,500	294,700	376,000	508,200	588,100
17	213,300	296,800	378,200	511,000	590,900
18	215,200	299,000	380,000	513,700	593,700
19	216,800	301,400	382,500	516,400	596,500
20	218,700	304,000	384,100	519,100	599,300
21	220,500	306,500	386,200	521,800	602,100
22	222,500	309,000	388,500	524,400	604,900
23	224,200	311,500	390,800	527,000	607,600
24	226,500	313,700	393,300	529,600	610,300
25	228,400	315,700	395,200	532,200	613,000
26	230,400	318,000	397,600	534,700	615,700
27	232,500	320,400	400,000	537,200	618,400
28	234,200	322,900	402,400	539,700	621,100
29	236,000	324,800	404,600	542,200	623,700
30	238,100	327,300	407,000	544,600	626,300
31	240,200	329,600	409,400	547,000	628,900
32	242,400	332,000	411,800	549,400	631,400
33	244,400	334,300	414,000	551,800	633,900
34	246,500	336,300	416,500	554,100	636,400
35	248,700	338,300	418,800	556,400	638,800
36	250,800	339,800	421,300	558,700	641,200
37	253,100	342,600	423,400	561,000	643,600
38	255,200	345,100	425,800	563,200	645,900
39	257,200	347,600	428,200	565,400	648,200
40	259,100	350,000	430,600	567,600	650,500

41	260,500	352,500	433,000	569,800	652,700
42	262,200	354,900	435,000	571,900	654,900
43	264,000	357,600	437,300	574,000	657,100
44	265,800	360,100	439,500	576,100	659,200
45	267,700	362,600	441,200	578,200	661,300
46	269,700	365,200	443,000	580,200	663,400
47	271,400	367,800	445,100	582,200	665,400
48	273,200	370,500	447,100	584,200	667,400
49	275,000	373,000	448,800	586,100	669,400
50	276,600	375,700	450,500	588,000	671,300
51	278,200	378,300	452,400	589,900	673,100
52	279,700	380,900	454,300	591,800	675,000
53	281,500	383,400	456,100	593,700	676,800
54	282,900	385,900	457,800	595,500	678,600
55	284,300	388,300	459,600	597,300	680,400
56	285,700	390,700	461,200	599,100	682,100
57	286,900	393,000	462,800	600,900	683,800
58	287,800	395,100	464,300	602,600	685,500
59	289,000	397,200	465,900	604,300	687,100
60	289,800	399,300	467,500	606,000	688,700
61	290,900	401,300	469,100	607,700	690,300
62	292,000	403,200	470,600	609,300	691,800
63	293,000	405,000	471,900	610,900	693,300
64	294,200	406,800	473,400	612,500	694,800
65	295,400	408,500	474,700	614,100	696,200
66	296,300	410,100	475,900	615,600	697,600
67	297,500	411,800	477,200	617,100	699,000
68	298,500	413,400	478,500	618,600	700,300
69	299,600	415,000	479,500	620,100	701,600
70	300,600	416,500	480,700	621,500	702,900
71	301,500	417,800	481,900	622,900	704,100
72	302,500	419,300	483,100	624,300	705,300
73	303,400	420,600	484,100	625,700	706,500
74	304,300	421,800	485,200	627,000	707,600
75	305,000	423,100	486,300	628,300	708,700
76	305,500	424,500	487,400	629,600	709,800
77	306,500	425,600	488,300	630,900	710,800
78	307,200	426,900	489,200	631,900	711,800
79	308,000	428,200	490,200	632,900	712,800
80	308,900	429,500	491,200	633,900	713,700
81	309,300	430,600	492,100	634,900	714,600
82	310,000	431,800	493,000	635,800	715,500
83	310,200	432,900	494,000	636,700	716,200
84	310,900	434,100	495,000	637,600	716,900
85	311,500	435,100	495,700	638,500	717,600
86	312,000	436,200	496,600	639,200	718,200
87	312,500	437,300	497,500	639,900	718,800
88	313,100	438,400	498,400	640,600	719,400
89	313,200	439,200	499,000	641,300	719,900
90		440,200	499,900	642,000	720,400

91		441,200	500,800	642,700	720,900
92		442,200	501,600	643,400	721,300
93		443,000	502,300	644,100	721,700
94		443,800	502,800	644,600	722,100
95		444,700	503,600	645,100	722,500
96		445,500	504,300	645,600	722,900
97		446,200	505,200	646,100	723,300
98		446,900	505,900	646,600	723,600
99		447,700	506,700	647,100	723,900
100		448,500	507,500	647,600	724,200
101		449,100	508,300	648,100	724,500
102		449,700	509,100	648,400	724,800
103		450,400	509,900	648,700	725,100
104		451,100	510,700	649,000	725,300
105		451,600	511,400	649,300	725,500
106		452,200	512,200	649,500	725,700
107		452,800	513,000	649,700	725,900
108		453,400	513,800	649,900	726,100
109		454,100	514,400	650,100	726,300

(2) 運用専門職員本俸表

等級 号俸	1	2	3	4	5	6
	円	円	円	円	円	円
1	293,400	373,200	482,700	545,100	668,000	757,700
2	312,600	392,600	503,900	566,300	693,400	781,900
3	331,700	411,900	525,000	588,400	718,500	806,000
4	350,800	431,300	546,100	610,600	743,700	830,400
5	369,900	450,700	567,200	633,000	768,900	854,600
6	389,000	470,000	588,400	655,200	793,900	878,700
7	408,100	489,400	609,500	676,300	819,400	902,900
8	427,300	508,700	630,600	697,500	844,500	926,900
9	446,400	528,100	651,700	718,600	869,700	951,400
10		547,500	672,800	740,000	894,700	966,400
11		566,800	694,000	761,200	919,900	989,600
12			715,100	782,300	945,400	1,012,700
13			736,200	803,500	970,500	1,035,900
14				824,600	995,600	1,058,900
15				846,100	1,020,700	1,082,400
16				867,100	1,045,900	1,105,500
17				888,200	1,070,300	1,115,500
18				909,300	1,094,400	1,137,600
19				930,400	1,118,600	1,159,700
20				951,500	1,142,700	1,181,900
21				972,600	1,166,800	1,204,200
22				993,700	1,176,900	1,214,400
23				1,014,700	1,199,200	1,224,400
24				1,035,800	1,221,400	1,244,500
25				1,056,900	1,243,500	1,252,600
26					1,251,500	1,260,600

27					1,259,500	1,280,700
28					1,267,500	1,288,700
29					1,275,700	1,296,800
30					1,295,700	1,316,900
31					1,304,000	1,325,200
32					1,312,100	1,333,200
33					1,330,200	1,351,400
34					1,338,200	1,359,400
35					1,356,300	1,377,500
36					1,374,400	1,395,600
37					1,392,500	1,413,700
38					1,410,700	1,431,800
39					1,429,000	1,450,200
40					1,447,200	1,468,300
41					1,465,300	1,492,400
42					1,483,500	1,516,500
43					1,501,600	1,540,500
44					1,519,800	1,564,600
45					1,537,900	1,588,700
46					1,556,100	1,612,700
47					1,574,200	1,636,800
48					1,592,400	1,660,900
49					1,610,500	1,685,000
50					1,628,700	1,709,000
51					1,646,800	1,733,100
52					1,665,000	1,757,200
53					1,683,200	1,781,200
54					1,701,300	1,805,300
55					1,719,500	1,829,400
56					1,737,600	1,853,500
57					1,755,800	1,877,500
58					1,773,900	1,901,600
59					1,792,100	1,925,700
60					1,810,200	1,949,700

(別表1の2) 継続雇用職員本俸表 (第4条の2関係)

区分	常勤職員	非常勤職員	
		週4日	週3日
4号職員	350,500円	280,400円	210,300円
3号職員	318,100円	254,500円	190,900円
2号職員	281,800円	225,400円	169,100円
1号職員	232,100円	185,700円	139,300円

備考

この表中に定める区分の基準となるべき職務は、次に掲げるところによる。

- (1) 4号職員 本俸表における4等級に相当する職務であって困難な業務を所掌する企画役に相当する職務
- (2) 3号職員 本俸表における4等級に相当する職務であって企画役に相当する職務
- (3) 2号職員 本俸表における3等級に相当する職務

(4) 1号職員 本俸表における2等級以下に相当する職務

(別表2) 役職手当の月額(第9条関係)

等級	区 分	役職手当額
6等級	副C I O (副最高投資責任者)	122,300円
5等級	審議役	122,300円
	部全体の事務を掌理する部長、室長及び経営委員会事務室長	106,400円
	部長及び重要な業務を所掌する次長	101,000円
4等級	監査委員会事務室長、次長、課長、副室長及び副事務室長	84,100円
	企画役	73,200円
3等級	課長代理、室長代理及び事務室長代理	36,500円

(別表3) 継続雇用職員の役職手当の月額(第9条の2関係)

区分	常勤職員	非常勤職員	
		週4日	週3日
4号職員	40,100円	32,000円	24,000円
3号職員	38,600円	30,800円	23,100円

備考

第4条の2ただし書を適用する職員の役職手当の月額は、4号職員と同額とする。